

# 開発行為又は建築に関する証明申請書兼証明書(60条証明)に必要な書類

書類No.	提出書類	正本										副本	備考
		市街化区域					市街化調整区域						
		新築(新設)	増築(増設)	改築	移転	用途変更	新築(新設)	増築(増設)	改築	移転	用途変更		
1	申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
2	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	予定建築物の建築計画概要書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・申請書との整合を確認する。 ・建築確認申請時に提出するものと同一のもの
7	土地の登記簿謄本(全部事項証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	・敷地面積、地目を確認する。 ・インターネットでの情報提供サービスによる印刷は不可 ・受付日より3ヶ月以内のもの
8	公図(の写し)(法務局から直接交付されたもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	・地権者、申請地の境界を確認する。 ・複写機等によりコピーしたものではない。 ・インターネットでの情報提供サービスによる印刷は不可 ・受付日より3ヶ月以内のもの
9	開発行為工事完了検査済証の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	過去に適法に許可を得ているかを確認する。または線引きの際に適法に建築されていたことを確認する。(用途、建築年を確認する。) ・原則として、No.9~14のいずれかの資料で確認する。それが不可の場合、No.15~18で判断。(複数での資料確認を要する) ・15について、インターネットでの情報提供サービスによる印刷は不可 ・16について、受付日より3ヶ月以内のもの
10	開発許可書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
11	建築確認検査済書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
12	建築許可書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
13	建築確認通知書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
14	既存建築物の建築計画概要書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
15	建物の登記簿謄本(全部事項証明)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
16	住民票	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
17	固定資産税の名寄帳	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
18	航空写真	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	
19	農業経営状況証明書	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△	-	・農業を営んでいることを確認する。
20	その他市長が必要と認めるもの	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	・No.19までの資料以外にケースに応じて必要とする資料がある場合。 例)土地の明細書(地番と位置関係等が複雑な場合)現況写真(現況が宅地利用されていることの確認する。)断面図(切盛土による高低差を確認する。)

○:必要, △:場合により必要, -:不要

申請内容に問題がなければ、書類No.1~No.6までを証明書として交付いたします。その他の書類については、返却いたしませんので予めご了承ください。

- ・公図(の写し)・・・法務局から直接交付されたもの
- ・~の写し・・・複写機等でコピーしたもの

※建築確認申請の事前調査報告書において、市街化区域内で規模が1,000平方メートル以上の計画や、市街化調整区域内で建築物を建てる計画で、都市計画法の規定に適合することを確認する場合は、同様の書類が必要となります。